自然科学研究機構岡崎共通研究施設アイソトープ実験センター
山 手 地 区 実 験 施 設 放 射 線 障 害 予 防 規 則

平成１６年４月１日
岡 共 規 則 第５号

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は，「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（昭和３２年法律第１６７号。以下「防止法」という。）第２１条に規定する放射線障害予防規程であり，防止法及び「労働安全衛生法」（昭和４７年法律第５７号），電離放射線障害防止規則（以下「安衛法，電離則」という。）に基づき，自然科学研究機構岡崎共通研究施設アイソトープ実験センター山手地区実験施設（以下「山手地区施設」という。）における放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱い及び管理に関する事項を定め，放射線障害の発生を防止し，あわせて公共の安全を確保することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　本規則は，山手地区施設の放射線施設に立ち入るすべての者に適用する。

（用語の定義）

第３条　本規則において用いる用語の定義は，次のとおりとする。

一　「管理区域」とは外部放射線に係る線量が原子力規制委員会が定める線量を超え，空気中の放射性同位元素の濃度が原子力規制委員会が定める濃度を超え，又は放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が原子力規制委員会が定める密度を超えるおそれのある場所で，自然科学研究機構岡崎共通研究施設アイソトープ実験センター長（以下「センター長」という。）が指定した場所をいう。

二　「業務従事者」とは，放射性同位元素等の取扱い，管理又はこれに付随する業務に従事するため，管理区域に立ち入る者で，センター長が放射線業務従事者に指定した者をいう。

三　「放射線施設」とは，使用施設，貯蔵施設,廃棄施設をいう。

四　「放射性同位元素」とは，密封されていない放射性同位元素をいう。

（要領の制定）

第４条　アイソトープ実験センター担当責任所長（以下「担当責任所長」という。）は，防止法及び本規則に定める事項の実施について，自然科学研究機構岡崎共通研究施設アイソトープ実験センター山手地区実験施設放射線業務従事者登録手続要領（以下「登録手続要領」という。）を定めるものとする。

（遵守等の義務）

第５条　業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者は，放射線取扱主任者が放射線障害防止のために行う指示を遵守し，その指示に従わなければならない。

２　センター長は，放射線取扱主任者が防止法及び本規則に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。

３　センター長は，第１０条に定める放射線安全委員会が本規則に基づき行う答申又は意見具申を尊重しなければならない。

第２章　組織及び職務

（組織）

第６条　山手地区施設における放射性同位元素等の取扱いに従事する者及び安全管理に従事する者に関する組織は，別図のとおりとする。

（放射線取扱主任者等）

第７条　センター長は，放射線障害発生の防止について総括的な監督を行わせるため，第１種放射線取扱主任者免状を有する職員の中から放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を選任しなければならない。

２　センター長は，主任者が，旅行，疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合は，その期間中その職務を代行させるため，第１種放射線取扱主任者免状を有する職員の中から主任者の代理者（以下「代理者」という。）を選任しなければならない。

３　主任者の任期は，２年とする。ただし，再任を妨げない。

４　センター長は主任者に防止法第３６条の２に定める定期講習を受けさせなければならない。

（放射線取扱主任者の職務）

第８条　主任者は，山手地区施設における放射線障害の発生の防止に係る監督に関し，次の各号に掲げる職務を行う。

一　予防規程の制定及び改廃への参画

二　放射線障害防止上重要な計画作成への参画

三　法令に基づく申請，届出，報告の審査

四　立入検査等の立会い

五　異常及び事故の原因調査への参画

六　センター長に対する意見の具申

七　使用状況等及び施設，帳簿，書類等の監査

八　関係者への助言，勧告及び指示

九　放射線安全委員会の開催の要求

十　その他放射線障害防止に関する必要事項

（代理者の職務）

第９条　代理者は，主任者が旅行，疾病その他の事故により不在となる期間中，その職務を代行しなければならない。

（放射線安全委員会）

第１０条　放射線障害防止について必要な事項を企画審議するために，山手地区施設にアイソトープ実験センター山手地区実験施設放射線安全委員会（以下「安全委員会」という。）を置く。

２　安全委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一　第７条第１項に定める主任者

二　センター長

三　アイソトープ実験センターの専任研究教育職員

四　分子科学研究所，基礎生物学研究所及び生理学研究所（以下「各研究所」という。）から選出された研究教育職員各３名

五　総務部長

六　各研究所の技術課長

3　前項第４号に掲げる委員の任期は，２年とし，再任を妨げない。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

4　安全委員会に委員長を置き，委員の互選による。

5　委員長は，必要に応じて安全委員会を招集し，会議を主宰する。

6　委員長に事故のあるときは，あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

7　委員長は，必要があると認めたときは，安全委員会に委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。

8　安全委員会の庶務は，岡崎統合事務センター総務部国際研究協力課において処理する。

（放射線管理責任者）

第１１条　管理区域に放射線管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2　センター長は，放射性同位元素等の取扱いに関して十分な知識と経験を持つ職員の中から管理責任者を任命する。

3　管理責任者は，放射線障害防止のための必要な措置を行うとともに，管理区域に立ち入る者に対し，主任者が放射線障害防止のために行う指示等を遵守するよう徹底させなければならない。

（放射線使用責任者）

第１２条　放射性同位元素等を使用する各研究所の研究部門及び研究施設並びに共通研究施設（以下「部門等」という。）に放射線使用責任者（以下「使用責任者」という。）を置く。

2　使用責任者は，部門等の業務従事者のうちから主任者が指名する。

3　使用責任者は，主任者又は管理責任者の指示に従い，当該部門等の業務従事者に放射性同位元素等の安全利用を遵守させるため，必要な措置を構ずる。

（業務従事者）

第１３条　業務従事者は，別に定める登録手続要領に従い業務従事者として登録されなければならない。

2　センター長は，前項の登録を行うに当たり，業務従事者として申請した者に対し，第３１条に定める教育及び訓練並びに第３２条に定める健康診断を実施させ，その結果を照査しなければならない。

第３章　管理区域

（管理区域）

第１４条　センター長は，放射線障害の防止のため，管理区域を指定する。

2　管理責任者は，次に定める者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。

一　業務従事者として第１３条に基づき登録された者

二　見学者で一時立入者として管理責任者が認めた者

（管理区域に関する遵守事項）

第１５条　管理区域に立ち入る者は，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一　定められた出入口から出入りすること。

二　放射線測定器を指定された位置に着用すること。

三　専用の作業衣，作業靴，その他必要な保護具等を着用し，かつ，これらのものを着用してみだりに

管理区域の外へ出ないこと。

四　管理区域内において飲食，喫煙を行わないこと。

五　放射性同位元素を体内摂取したとき，又はそのおそれがあるときは，ただちに管理責任者に連絡し，その指示に従うこと。

六　退出するときは，身体，衣服等の汚染検査を行い，汚染が検出された場合は，管理責任者に連絡するとともに，直ちに汚染除去のための措置を取ること。汚染除去が困難な場合は，主任者に連絡し，その指示に従うこと。

七　業務従事者は，主任者が放射線障害を防止するために行う指示，その他，施設の保安を確保するための指示に従うこと。

八　一時立入者は，主任者，管理責任者及び業務従事者が放射線障害を防止するために行う指示，その他，施設の保安を確保するための指示に従うこと。

2　管理責任者は，管理区域の入口の人の目につきやすい場所に取扱いに係る注意事項を掲示し，管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。

第４章　維持及び管理

（巡視）

第１６条　管理責任者は，日常的に放射線施設の巡視を行わなければならない。

2　管理責任者は，前項の巡視の結果，異常を認めたときは，修理等必要な措置を講じなければならない。

（点検）

第１７条　管理責任者は，別表１に定める項目に従い定期的に点検を行わなければならない。

2　管理責任者は，前項の点検の結果，異常を認めたときは，修理等必要な措置を講じなければならない。

3　管理責任者は，第１項の点検を終えたときは，実施した結果を取りまとめて主任者を経由してセンター長に報告しなければならない。

（修理，改造）

第１８条　管理責任者は，放射線防護上必要な設備，機器等について修理，改造等を行うときは，その実施計画を作成し，主任者及びセンター長の承認を受けなければならない。ただし，軽微と認められるものについてはこの限りではない。

2　センター長は，前項の承認を行おうとするときにおいて，必要があると認めるときは，その安全性，安全対策等につき安全委員会に諮問するものとする。

3　管理責任者は，第１項の修理，改造等を終えたときは，その結果について主任者及びセンター長に報告しなければならない。

第５章　受入れ及び払出し

（放射性位元素の受入れ）

第１９条　受入れとは放射性同位元素を購入，他機関から譲り受けなどで山手地区施設へ受け入れることをいう。

2　放射性同位元素の受入れに当たっては，防止法の下限数量以下であっても，あらかじめ主任者の承認を受けなければならない。

（放射性同位元素の払出し）

第２０条　払出しとは放射性同位元素を他機関への譲り渡しなどで山手地区施設から払い出すことをいう。

２　放射性同位元素の払い出しに当たっては，防止法の下限数量以下であっても，あらかじめ主任者の承認を受けなければならない。

第６章　使用

（放射性同位元素の使用）

第２１条　放射性同位元素を使用する者は，管理責任者の管理のもとに次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一　放射性同位元素の使用（防止法の下限数量以下を含む）は，作業室においてのみ行う。また，使用数量は承認使用数量を超えないこと。

二　排気設備が正常に動作していることを確認すること。

三　吸収剤，受け皿の使用等汚染の防止に必要な措置を講ずること。

四　しゃへい壁その他のしゃへい物により適切なしゃへいを行うこと。

五　遠隔操作装置，かん子等により線源との間に十分な距離を設けること。

六　放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。

七　作業室においては，作業衣，保護具等を着用して作業すること。またこれらを着用してみだりに管理区域から退出しないこと。

八　作業室から退出するときは，人体及び作業衣，はき物，保護具等人体に着用している物の汚染を検査し，汚染があった場合は除去すること。

九　表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度を超えているものは，みだりに作業室から持ち出さないこと。

十　表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の１／１０を超えているものは，みだりに管理区域から持ち出さないこと。

十一　使用に際しては，容器に所定の標識を付け，注意事項を明示する等，事故発生の防止措置を講ずること。

２　放射性同位元素の使用に当たっては，あらかじめ主任者の承認を受けなければならない。

第７章　保管，運搬，及び廃棄

（保管）

第２２条　放射性同位元素は，所定の容器に入れ，貯蔵室において貯蔵すること。

２　貯蔵室には，その貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと。

３　放射性同位元素を貯蔵室に保管する場合は，容器の転倒，破損等を考慮し，吸収剤，受皿を使用する等，貯蔵室内に汚染が拡大しないような措置を講ずること。

４　貯蔵室の目のつきやすい場所に，放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。

（管理区域における運搬）

第２３条　管理区域内において放射性同位元素等を運搬しようとするときは，危険物との混載禁止，転倒，転落等の防止，汚染の拡大の防止，被ばくの防止，その他保安上必要な措置を講じなければならない。

（事業所内における運搬）

第２４条　事業所内において放射性同位元素等を運搬しようとするときは，前条に規定する措置に加えて，次の各号に掲げる措置を講じるとともに，あらかじめ管理責任者の承認を受けて行わなければならない。

一　放射性同位元素等を収納した輸送容器は，運搬中に予想される温度及び内圧の変化，振動等により亀裂，破損等が生ずるおそれのないよう措置すること。

二　表面汚染密度については，搬出物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の１/１０を超えないようにすること。

三　線量当量率については，搬出物の表面において２ミリシーベルト毎時を超えず，かつ，搬出物の表面から１メートル離れた位置において 100 マイクロシーベルト毎時を超えないように措置すること。

四　その他の関係法令に基づき実施すること。

（事業所外における運搬）

第２５条　事業所外において放射性同位元素等を運搬しようとするときは，主任者及びセンター長の承認を受けるとともに，関係法令に定める基準に適合する措置を講ずるか，又は関係法令に定める許可を得ている運搬業者に委託しなければならない。

（廃棄）

第２６条　放射性同位元素等の廃棄は，次の各号に従って行わなければならない。

一　固体状の放射性廃棄物は，廃棄業者の指定する方法により分別し，それぞれ専用の廃棄物容器に封入し，保管廃棄室に保管廃棄すること。

二　液体状の放射性廃棄物は，所定の方法により分類し，保管廃棄又は排水設備により排水口における排水中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下とし排水すること。また，液体シンチレータ廃液は次項の規定に従い焼却することができる。

三　気体状の放射性廃棄物は，所定の排気設備により排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として廃棄すること。

四　一及び二の廃棄物については，廃棄業者の指定によるものを，廃棄業者に引き渡すことができる。

２　放射性有機廃液を焼却炉により焼却する場合は，次の各号に従って行わなければならない。

一　焼却処理は，^{3}H，^{14}C，^{32}P，^{33}P，^{35}S 及び放射線障害防止法関係法令に基づき行われるモニタリングの際に採取した試料を含む液体シンチレータ廃液に含まれるその他の核種のみを含んだ有機廃液に限ること。

二　放射性有機廃液の濃度は次の各号の値を超えないこと。

イ　^{3}H，^{14}C，^{35}S：37Bq / cm^3

ロ　^{32}P，^{33}P，放射線障害防止法関係法令に基づき行われるモニタリングの際に採取した試料を含む液体シンチレータ廃液に含まれるその他の核種：3.7Bq / cm^3

なお，複数の核種が存在する場合は，それらの放射性同位元素の濃度のそれぞれの上記の濃度に対する割合の和が１を超えないものとする。

三　焼却炉の運転は，管理責任者が行うこと。

四　管理責任者以外の者が行う場合は，焼却炉の安全運転，保守点検，廃棄作業，異常並びに危険時の措置に必要な教育訓練を受けた者が管理責任者の管理のもとに行うこと。

五　焼却炉の運転は，別表２に定める項目に従って行い，異常が発生した場合は直ちに運転を停止し，

主任者に報告するとともに適切な処置を講じること。

六　焼却炉の点検は，別表３に定める項目に従って定期的に行うとともに，運転前においても所定の点検を行い，異常を認めた場合は適切な措置を講じること。

七　焼却炉の運転を行った際には，次の事項について記録すること。

イ　廃棄年月日

ロ　廃棄に従事する者の氏名

ハ　焼却炉の種類・形式

ニ　助熱剤の種類

ホ　液体シンチレータ廃液の成分・性状・放射性同位元素の濃度・容積

ヘ　残渣の処理方法

ト　残渣の量

第８章　測定

（放射線測定機器等の保守）

第２７条　管理責任者は，安全管理にかかる放射線測定機器等について常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。

（場所の測定）

第２８条　管理責任者は，放射線障害のおそれのある場所について，放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定を行い，その結果を評価し記録しなければならない。

２　放射線の量の測定は，１センチメートル線量当量率又は１センチメートル線量当量について放射線測定器を使用して行わなければならない。

３　放射線施設の測定は，次の各号に従い行わなければならない。

一　放射線の量の測定は，使用施設，貯蔵施設，廃棄施設，管理区域境界及び事業所境界について行うこと。

二　放射性同位元素による汚染の状況の測定は，作業室，廃棄作業室，汚染検査室，貯蔵室，保管廃棄室，排気設備の排気口，排水設備の排水口及び管理区域境界について行うこと。

三　実施時期は，取扱い開始前に１回，取扱い開始後に１月を超えない期間ごとに１回行うこと。ただし，排気口又は排水口における測定は，排気又は排水のつど行うこと。

４　次の項目について測定結果を記録し，保存しなければならない。

一　測定日時

二　測定箇所

三　測定をした者の氏名

四　放射線測定器の種類及び型式

五　測定方法

六　測定結果

５　前項の測定結果は，管理責任者が５年間保存する。

６　管理責任者は，測定の結果，放射線障害のおそれがある場合には，直ちに主任者及びセンター長に報告しなければならない。

７　主任者は，前項の報告を受けたときは，必要な指示及び措置を行わなければならない。

８　センター長は，第６項の報告を受けたときは，必要に応じて安全委員会に諮らなければならない。

（個人被ばく線量の測定）

第２９条　管理責任者は，管理区域内に立ち入る者に対して適切な放射線測定器を着用させ，次の各号に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし，著しく測定が困難な場合は，計算によってこれらの値を算出することとする。

一　外部被ばくによる線量の測定は，次に定める方法で行うこと。

イ　外部被ばくの測定は，胸部（女子は腹部）について１センチメートル線量当量及び 70 マイクロメートル線量当量について行うこと。

ロ　前号のほか頭部及びけい部からなる部分，胸部及び上腕部からなる部分並びに腹部及び大たい部からなる部分のうち，外部被ばくが最大となるおそれのある部分が，胸部及び上腕部からなる部分以外の部分である場合は，当該部分についても行うこと。

ハ　人体部位のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部位が頭部，けい部，胸部，上腕部，腹部及び大たい部以外の場合は，イ及びロのほか当該部位についても行うこと。

ニ　外部被ばくの測定は，管理区域に立ち入る者について，管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし，管理区域に一時的に立ち入る者であって業務従事者でないものにあっては，外部被ばくの線量が防止法で定める線量を超えるおそれのあるときに行うこと。

二　内部被ばくによる線量の測定は，法令により，放射性同位元素を誤って吸入摂取し，又は経口摂取したとき及び作業室その他放射性同位元素を吸入摂取し，又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る者にあっては，３月を超えない期間ごとに１回（本人の申し出等により管理責任者が妊娠の事実を知ることになった女子にあっては，出産までの間１月を超えない期間ごとに１回）行うこと。ただし，作業室その他放射性同位元素を吸入摂取し，又は経口摂取するおそれのある場所に一時的に立ち入る者であって業務従事者でないものにあっては，その者の内部被ばくによる線量は防止法で定める線量を超えるおそれのないときはこの限りでない。

三　次の項目について測定の結果を記録すること。

イ　測定対象者の氏名

ロ　測定をした者の氏名

ハ　放射線測定器の種類及び型式

ニ　測定方法

ホ　測定部位（外部被ばくのみ）及び測定結果

ヘ　測定日時（内部被ばくのみ）

四　前号の測定結果については，４月１日，７月１日，１０月１日及び１月１日を始期とする各３月間，４月１日を始期とする１年間並びに女子にあっては毎月１日を始期とする１月間について，当該期間毎に集計し記録すること。

五　第３号の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し次の項目について記録すること。

イ　算定年月日

ロ　算定対象者の氏名

ハ　算定した者の氏名

ニ　算定対象期間

ホ　実効線量

ヘ　等価線量及び組織名

六　前号の算定は，４月１日，７月１日，１０月１日及び１月１日を始期とする各３月間，４月１日を始期とする１年間並びに女子にあっては毎月１日を始期とする１月間について，当該期間毎に行い記録すること。

七　前号による実効線量の算定の結果，４月１日を始期とする１年間についての実効線量が２０ミリシーベルトを超えた場合は，当該１年間を含む５年間（平成１３年４月１日以降５年ごとに区分した各期間）の累計実効線量を当該期間について，毎年度集計し，次の項目を記録する。

イ　集計年月日

ロ　対象者の氏名

ハ　集計した者の氏名

ニ　集計対象期間

ホ　累積実効線量

八　第３号から第７号の記録は，管理責任者が永久に保存するとともに，記録のつど対象者に対しその写を交付すること。

（作業環境測定）

第３０条　担当責任所長は，安衛法第６５条，電離則５３条から５５条及び作業環境測定法に定める作業環境測定を行わなければならない。

第９章　教育及び訓練

（教育及び訓練）

第３１条　管理責任者は，管理区域に立ち入る者に対し，本規則の周知等を図るほか，放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を実施しなければならない。

２　前項の規定による教育及び訓練は，次の各号の定めるところによる。

一　実施時期は，次のとおりとする。

イ　初めて管理区域に立ち入る前

ロ　管理区域に立ち入った後にあっては１年を超えない期間ごと

二　前号イについては，次に掲げる項目及び時間数を，ロについては，次に掲げる項目を実施すること。

イ　放射線の人体に与える影響　３０分以上

ロ　放射性同位元素の安全取扱　４時間以上

ハ　放射線障害防止に関する法令　１時間以上

ニ　放射線障害予防規程　３０分以上

ホ　その他放射線障害防止に関して必要な事項

３　前項の規定に関わらず前項第２号に掲げる実施項目に関して十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては，教育及び訓練の一部を省略することができる。

４　管理責任者は，前項の規定により教育及び訓練の一部を省略した場合は，その理由を記録しなければならない。

5　管理責任者は，管理区域に一時的に立ち入る者を一時立入者として承認する場合は，当該立入者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な教育を実施しなければならない。

第１０章　健康診断

（健康診断）

第３２条　業務従事者は，次に掲げる項目について健康診断を受けなければならない。

一　放射線の被ばく歴及びその状況に関する問診

二　次に掲げる検査及び検診

イ　末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値，赤血球数，白血球数及び白血球百分率

ロ　皮膚

ハ　眼

2　前項の健康診断の実施時期は，次のとおりとする。

一　業務従事者として初めて管理区域に立ち入る前。ただし，前項第２号の項目のうちハについては，医師が必要と認めた場合に限り行うものとする。

二　業務従事者として管理区域に立ち入った後にあっては，次のとおりとする。

イ　職員にあっては，管理区域に立ち入った後６月を超えない期間ごとに１回実施する。ただし，前年度の実効線量が５ミリシーベルトを超えず，かつ，当該年度においても超えるおそれがない者は，前項第２号の項目については，医師が必要と認めるときに限り，その項目の全部又は一部を行うものとする。

ロ　その他の者にあっては，管理区域に立ち入った後１年を超えない期間ごとに１回実施する。ただし，前項第２号の項目については，医師が必要と認めるときに限り，その項目の全部又は一部を行うものとする。

3　管理責任者は，前項の規定にかかわらず，業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合は，遅滞なくその者につき健康診断を行わなければならない。

一　放射性同位元素を誤って摂取した場合

二　放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され，その汚染を容易に除去することができない場合

三　放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され，又は汚染されたおそれがある場合

四　実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし，又は被ばくしたおそれのある場合

4　総務部総務課長は，次の各号に従い，登録手続要領の様式第３号をもって，健康診断の結果を記録し，永久に保存するとともに，実施のつど記録の写を対象者に交付しなければならない。

一　実施年月日

二　対象者の氏名

三　健康診断を実施した医師名

四　健康診断の結果

五　健康診断の結果に基づいて講じた措置

（結果の報告）

第３３条　総務部長は，健康診断の結果を所轄の労働基準監督署へ報告する。

（放射線障害を受けたもの等に対する措置）

第３４条　管理責任者は，業務従事者が放射線障害を受け又は受けたおそれのある場合には，医師及び主任者と協議しその程度に応じ，管理区域への立入り時間の短縮，立入りの禁止，配置転換等健康の保持に必要な措置をセンター長に具申しなければならない。

２　センター長は，前項の具申があった場合には，適切な処置を講じなければならない。

第１１章　記帳及び保存

（記帳）

第３５条　管理責任者は，受入れ，払い出し，使用，保管，運搬，廃棄，教育及び訓練並びに点検に係る記録を行う帳簿を備え記帳させなければならない。

２　前項の記帳に記載すべき項目は，次の各号のとおりとする。

一　受入れ

イ　放射線同位元素の種類及び数量

ロ　放射線同位元素の受入れの年月日

ハ　相手方の氏名又は名称

二　払出し

イ　放射線同位元素の種類及び数量

ロ　放射線同位元素の払出しの年月日

ハ　相手方の氏名又は名称

三　使用

イ　放射性同位元素の種類及び数量

ロ　放射性同位元素の使用の年月日，目的，方法及び場所

ハ　放射性同位元素の使用に従事する者の氏名

四　保管

イ　放射性同位元素の種類及び数量

ロ　放射性同位元素の保管の期間，方法及び場所

ハ　放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

五　運搬

イ　事業所の外における放射性同位元素の運搬の年月日，方法

ロ　荷受け人又は荷送り人，運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

六　廃棄

イ　放射性同位元素の種類及び数量

ロ　放射性同位元素の廃棄の年月日，方法及び場所

ハ　放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名

七　第１７条の点検

イ　点検の実施日

ロ　結果（「適」あるいは「不適」）

ハ　ロの結果が「不適」の場合には講じた措置の内容

ニ　点検実施者の氏名

八　第３１条の教育及び訓練

イ　教育及び訓練の実施年月日，項目

ロ　教育及び訓練を受けた者の氏名

ハ　教育及び訓練の一部を省略した場合は，その理由

３　第１項に定める帳簿は，毎年３月31日又は廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し，管理責任者が５年間保存しなければならない。

第１２章　危険時の措置

（地震等の災害時における措置）

第３６条　地震，火災等の災害が起こった場合には，災害時の連絡通報体制に従って対応しなければならない。

２　管理責任者は，前項の事態が生じた場合には，別表１に定める項目について点検を行い，その結果を主任者を経由してセンター長に報告しなければならない。

（危険時の措置）

第３７条　前条第１項の災害及び運搬中の事故等によって放射線障害が発生した場合又はそのおそれがある場合，その発見者は，直ちに災害の拡大防止，通報及び避難警告等応急の措置を講じなければならない。

２　センター長は，前項の事態が生じた場合は，担当責任所長及び自然科学研究機構長（以下「機構長」という。）を通じて直ちに関係機関に通報するとともに遅滞なく原子力規制委員会及び国土交通大臣に届け出なければならない。

（退避）

第３８条　管理責任者は次の各号のいずれかに該当する事故が発生したとき，その事故によって受ける実効線量が１５ミリシーベルを超えるおそれのある区域から，直ちに，区域内にいる者を退避させなければならない。

一　電離則第３条の２第１項の規程により設けられた遮蔽物が，放射性物質の取扱中に破損した場合

二　電離則第３条の２第１項の規程により設けられた局所排気装置等が，故障，破損等によりその機能を失ったとき

三　放射性物質が多量に漏れ，こぼれ，又は逸散した場合

四　前各号に揚げる場合のほか，不測の事態が生じた場合

２　緊急作業に従事させる者以外を，第１項の区域に立ち入らせてならない。

（労働基準監督署への報告）

第３９条　第３８条第１項各号に該当する事故が発生したときは，管理責任者は主任者を経由してセンター長に報告すること。

２　センター長は前項の報告を受けたときは，担当責任所長及び機構長を経由して，その旨を直ちに，所

轄の労働基準監督署に報告しなければならない。

第１３章　報告

（報告）

第４０条　次の各号に掲げる事態の発生を発見した者は，管理責任者に通報しなければならない。

一　放射性同位元素等の盗難又は所在不明が発生した場合

二　放射性同位元素等が異常に漏洩した場合

三　業務従事者について実効線量限度又は等価線量限度を超え，又は超えるおそれのある被ばくが発生した場合

四　前各号のほか放射線障害が発生し，又は発生するおそれがある場合

２　管理責任者は，前項の通報を受けたときは主任者及びセンター長へ報告しなければならない。

３　センター長は，前項の報告を受けたときは，担当責任所長及び機構長を経由して，その旨を直ちに，その状況及びそれに対する措置を１０日以内に，それぞれ原子力規制委員会に報告しなければならない。

（定期報告）

第４１条　管理責任者は，毎年４月１日を始期とする１年間について，防止法施行規則第３９条第３項に定める管理状況報告書を作成し，主任者，センター長及び担当責任所長を経由して機構長へ報告しなければならない。

２　機構長は，前項の報告書を所定の期日までに原子力規制委員会へ提出しなければならない。

第１４章　雑則

（雑則）

第４２条　この規則に定めるもののほか，放射線障害の発生の防止に関し必要な事項は，担当責任所長が別に定める。

附　則

この規則は，平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年岡共規則第４号）

この規則は，平成１７年１２月１日から施行する。

附　則（平成２２年岡共規則第２号）

この規則は，平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年岡共規則第５号）

この規則は，平成２５年３月１日から施行する。

附　則（平成２６年岡共規則第８号）

この規則は，平成２６年１２月１日から施行する。

別図　組織図（第６条関係）

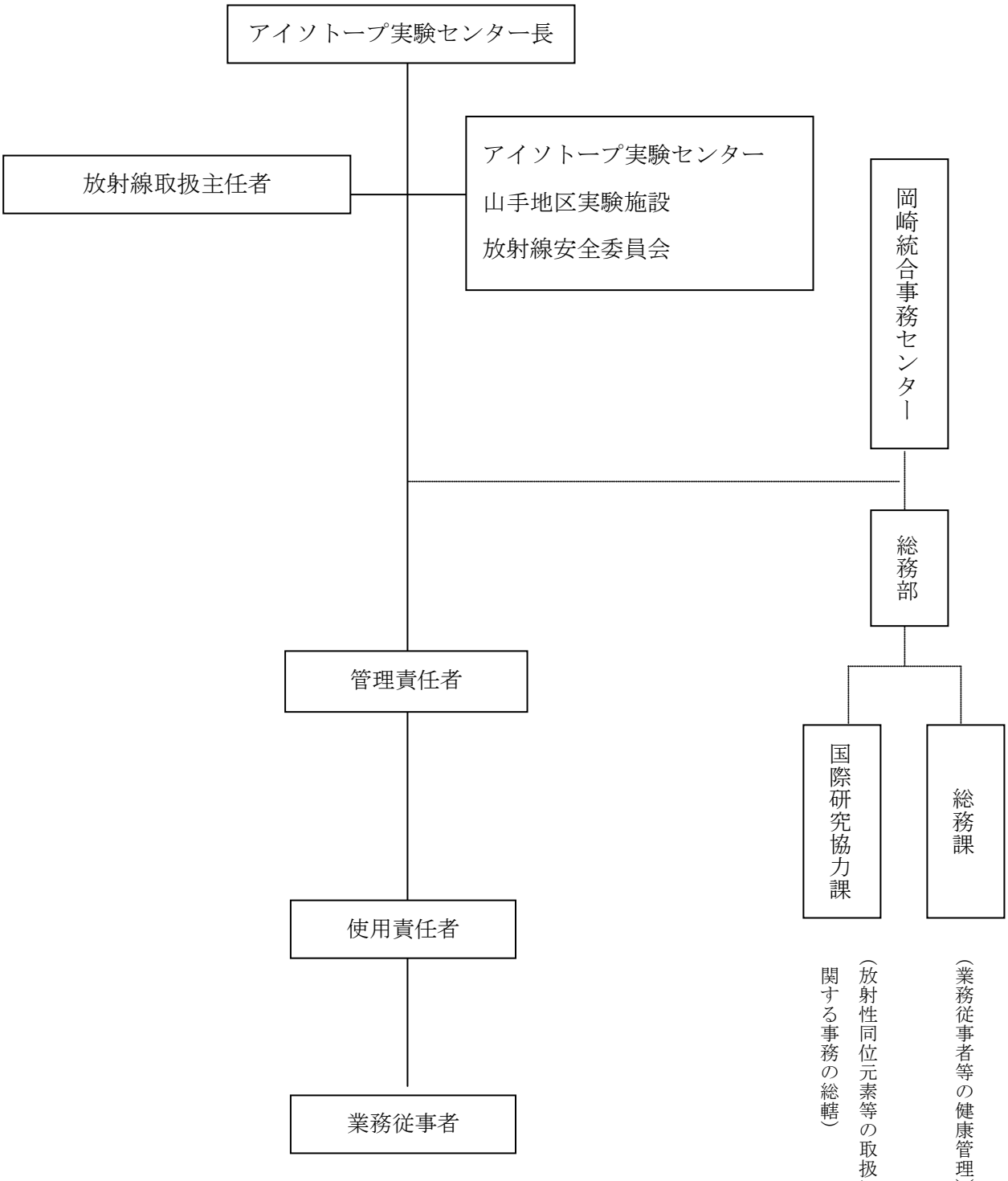
アイソトープ実験センター長
放射線取扱主任者
アイソトープ実験センター
山手地区実験施設
放射線安全委員会
岡崎統合事務センター
総務部
管理責任者
国際研究協力課
総務課
使用責任者
業務従事者
（放射性同位元素等の取扱に関する事務の総轄）
（業務従事者等の健康管理）

別表１　点検項目（第１７条及び第３６条関係）

点検の場所		点検項目	頻度
大区分	小区分		
事業所		①位置 ②地崩れ，浸水のおそれ ③周囲の状況 ④しゃへい物の状況 ⑤線量	２回／年
管理区域境界	使用施設，貯蔵施設， 保管廃棄室を含む区域	①地崩れ，浸水のおそれ ②しゃへい物の状況 ③管理区域の境界の線量 ④管理区域の境界の区画 ⑤標識	２回／年
	排水施設	①地崩れ，浸水のおそれ ②しゃへい物の状況 ③管理区域の境界の線量 ④排水口の排水中濃度限度 ⑤管理区域の境界の区画 ⑥標識	２回／年
	排気施設	①地崩れ，浸水のおそれ ②しゃへい物の状況 ③管理区域の境界の線量 ④排水口の排水中濃度限度 ⑤管理区域の境界の区画 ⑥標識	２回／年
使用施設	全体	①注意事項の掲示	２回／年
	作業室	①主要構造部及び材料 ②床・壁等の構造 ③床・壁等の表面仕上げ ④室内の空気の流れ ⑤フード，グローブボックス ⑥標識 ⑦しゃへい物の状況 ⑧常時立ち入る場所の線量 ⑨表面密度限度	２回／年
	汚染検査室	①設置位置等 ②床・壁等の構造 ③床・壁等の表面仕上げ ④洗浄設備 ⑤更衣設備 ⑥除染器材 ⑦放射線測定器 ⑧標識	２回／年

貯蔵施設	貯蔵室		①主要構造部 ②開口部の扉 ③防火ダンパー ④しゃへい物の状況 ⑤線量 ⑥放射性同位元素保管量 ⑦貯蔵容器 ⑧閉鎖設備 ⑨標識 ⑩注意事項の掲示	２回／年
廃棄施設	排気設備		①主要構造部及び材料 ②排気浄化設備 ③排風機 ④排気ダクト，排気口 ⑤閉鎖設備 ⑥標識	２回／年
	排水設備		①排水設備 ②排水浄化装置 ③配水管 ④水位計等監視設備の確認 ⑤排水処理動作確認 ⑥閉鎖設備 ⑦標識	２回／年
	保管廃棄設備		①外部との区画 ②閉鎖設備 ③しゃへい物の状況 ④保管廃棄容器 ⑤標識 ⑥注意事項の掲示	２回／年
	廃棄作業室	廃棄作業室	①主要構造部及び材料 ②床・壁等の構造 ③床・壁等の表面仕上げ ④室内の空気の流れ ⑤標識 ⑥しゃへい物の状況 ⑦常時立ち入る場所の線量 ⑧表面密度限度	２回／年
		焼却炉	①構造 ②排気 ③残渣の搬出口 ④安全装置	２回／年

別表２　放射性有機廃液焼却炉の運転（第２６条関係）

項目			内容
大区分	小区分		
安全な運転方法	運転全般の注意事項		「自然科学研究機構岡崎共通研究施設アイソトープ実験センター山手地区実験施設放射線障害予防規則」及び焼却炉の取扱説明書を遵守すること。
	運転する者		焼却炉の運転は，管理責任者が行うこと。管理責任者以外の者が行う場合は，焼却炉の安全運転，保守点検，廃棄作業，異常並びに危険時の措置に必要な教育訓練を受けた者が管理責任者の管理のもとに行うこと。
	燃焼前の注意事項		助燃剤の予備燃焼等により摂氏８００度以上の燃焼温度で燃焼状態を安定させること。
	運転中の注意事項		点火，燃焼停止時，焼却終了時にエアパージを行うこと。 燃焼温度が摂氏８００度以上であることを連続記録計等で実測により確認し，その結果を記録すること。 煙漏れ，水漏れ及び必要に応じて炉内圧力その他異常の有無について十分監視を行うこと。
	焼却の記録	頻度	焼却の都度
		項目	廃棄年月日 廃棄に従事する者の氏名 焼却炉の種類・型式 助燃剤の種類 液体シンチレーター廃液の成分・性状・放射性同位元素濃度・容積 残渣の処理方法 残渣の量
	放射線の量及び放射性同位元素の汚染の状況の記録	頻度	１月を超えない作業期間毎
		項目	測定年月日 測定者の氏名 測定器の種類・型式 測定方法 測定箇所 測定結果
	廃棄の注意事項		廃ガスの冷却装置の捕集水は，排水設備に排水すること。 焼却の前処理及び焼却によって生じる残渣等は，保管廃棄すること。
液体シンチレーターの取扱方法	焼却する核種及び濃度		^{3}H，^{14}C，^{35}Ｓ：37Bq／cm^{3} ^{32}Ｐ，^{33}Ｐ，放射線障害防止法関係法令に基づき行われるモニタリングの際に採取した試料を含む液体シンチレーター廃液に含まれるその他の核種：3.7Bq／cm^{3} 複数の核種が存在する場合は，それらの放射性同位元素の濃度のそれぞれの上記の濃度に対する割合の和が１を超えないこと。
	焼却する廃液の種類		液体シンチレーター廃液及び助燃剤
	焼却前の注意事項		静置後水層又は沈殿物を生じる場合は，フィルター濾過等で分離し，必要に応じて助燃剤を加えて組成を調整すること。
	取扱時の注意事項		フード内で取り扱うか，活性炭マスクを着用する。また，実験着及び手袋を必ず着用すること。

異常時及び緊急時の措置	異常時の注意事項	直ちに運転を停止すること。 機器の取扱説明書に基づいて原因を究明すること。 原因が明らかでない場合は，製造メーカー等に連絡して技術指導，点検を受け，正常な状態に復帰するまで運転を再開しないこと。 運転再開時は，再点火する前に十分にエアパージを行うこと。
	地震・火災等の緊急時の注意事項	別表１の保守点検項目を点検すること。

別表３　放射性有機廃液焼却炉の保守点検（第２６条関係）

項目	時期
燃焼室及び燃焼機器の作動状況の確認	毎運転時
電気系統の作動状況の確認	毎運転時
ポンプ系統の作動状況の確認	毎運転時
燃焼温度及び排気ガス中の放射性同位元素の濃度の監視記録装置の作動状況の確認	毎運転時
地震感知消炎装置（安全装置）の作動状況の確認	２回／年
火炎検知装置の清掃	汚れが目立ったら随時
監視窓の清掃	汚れが目立ったら随時
廃液タンク配管系統の清掃	汚れが目立ったら随時
燃焼室の清掃	汚れが目立ったら随時
廃ガス冷却装置内の清掃	汚れが目立ったら随時
備考　作業に当たっては，廃棄作業室内で汚染が広がらないように注意して行い，被ばくを防止するための活性炭マスク，手袋，実験着等の防護具を着用すること。	